
規 則

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号

高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則

高知県都市計画法施行細則（平成16年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第2号ウ、第3号サ、第7号ウ及び第8号ウ中「(ち)項第2号」を「(り)項第2号」に改める。

第21条中「第26条第1号及び第2号」を「第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項」に、「第34条第13号」を「第34条第13号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）」に改める。

第22条第1項中「第26条第1号及び第2号」を「第26条第1項第1号及び第2号並びに第3項」に改める。

第23条第1項中「第26条第1号」を「第26条第1項第1号」に改め、「及び第53条第1項」を削る。

第24条中「第26条第3号」を「第26条第1項第3号」に改める。

別記第1号様式中「準住居」を「準住居・田園住居」に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第14条関係）

高知県知事 様 申請者 住所 氏名 電話番号		年 月 日 高知県収入証紙 貼り付け欄	
〔法人にあつては、主たる事務所の所 在地、名称及び代表者の職・氏名〕			
開発行為又は建築に関する証明書の交付申請書			
建築基準法の規定による確認済証の交付を受けたいので、都市計画法施行規則第60条の規定により、次の建築計画が都市計画法（第29条第1項・第29条第2項・第35条の2第1項・第41条第2項・第42条・第43条第1項・第53条第1項）の規定に適合していることの証明書の交付を申請します。			
1 土地の所在、地番、地目及び面積	地目	面積 平方メートル	
2 開発許可番号又は建築許可番号	年 月 日	第 号	
3 区域及び区分	市街化区域	用途区域 第一種低層住居専用・第二種低層住居専用・第一種中高層住居専用・第二種中高層住居専用・第一種住居・第二種住居・準住居・田園住居・近隣商業・商業・準工業・工業・工業専用・指定なし	
	市街化調整区域		
	その他の区域		
4 建築計画	開発行為	有 ・ 無	開発行為 平方メートル
	用途		建築面積 平方メートル
	工事種別		延べ面積 平方メートル
5 証明を必要とする内容及び理由			

申請のあった上のことについて、

都市計画法第 条

の規定に基づき、

年 月 日付け

第

号により許可したことを証明します。

年 月 日

高知県知事

印

別記第21号様式中「準住居」を「準住居・田園住居」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

◎ 高知県都市計画法施行細則の一部を改正する規則